8　特定県が法第一三七条第一項の国の貸付けに係る特定県の貸付けを受ける者に対しその貸付金の全部又は一部の償還期限を延長する場合において、国土交通大臣がその延長について災害その他特別の事情により償還が著しく困難であるためやむを得ないものと認めるときは、国及び特定県は、当該貸付金に係る国の貸付金の全部又は一部について、担保の提供をせず、かつ、利息を付さないで、償還期限を延長するよう貸付けの条件を変更することができるものとすることとした。（第七条第二項関係）

9　法第一三七条第一項の国の貸付けに係る特定県の貸付金に関する貸付けの条件の基準を、貸付金の償還は、均等年賦償還とすること、特定県は、貸付けを受ける者が貸付金の償還を怠ったときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年一〇・七五パーセントの割合により計算した金額の延滞金を徴収することができるものとすること等とした。（第八条関係）

10　特定県は、法第一三七条第二項の加算金を徴収する場合においては、加算金を課すべき貸付金の範囲を指定し、当該指定した貸付金を貸し付けた日の翌日からその償還の日までの日数に応じ、当該指定した貸付金の金額につき年一〇・七五パーセントの割合により計算した金額の加算金を徴収するものとすることとした。（第九条第一項関係）

11　10の指定した貸付金（償還期限が到来していないものに限る。）については、特定県は、その償還期限を繰り上げるものとすることとした。（第九条第二項関係）

12　法第一三七条第三項の規定により特定県が国に納付すべき金額は、その徴収した加算金の金額に、10の指定した貸付金の貸付けをした日の属する会計年度における、当該貸付けを受ける者に係る法第一三七条第一項の国の貸付金の金額の同項の当該特定県の貸付金の金額に対する割合を乗じて得た金額とすることとした。（第一〇条第一項関係）

13　特定県は、12の金額をその徴収した日の属する月の翌月の末日までに国に納付するものとすることとした。（第一〇条第二項関係）

14　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三条第一項第六号の一般廃棄物の処理施設を定める政令**（政令第一三五号）（環境省）

1　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第六号に定める一般廃棄物の処理施設を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設及び浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽（特定被災地方公共団体である市町村又は当該市町村が加入する地方自治法第二八四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合が所有するものに限る。）とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、法の施行の日から施行することとした。

◇**東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令**（政令第一三六号）（農林水産省）

1　この政令は、東日本大震災に対処するため、農林漁業者に対する金融上の支援その他の措置に関し、農林水産省関係政令により規定された事項についての特例を定めるものとした。（第一条関係）

2　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令の特例の対象となる共同利用施設を定めることとした。（第三条関係）

3　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令の特例、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令の特例等の対象者の要件及び対象期間を定めるとともに、これらの政令に規定する資金の償還期限等の特例を定めることとした。（第四条～第一一条関係）

4　この政令は、公布の日から施行し、第四条から第一一条までの規定は、平成二三年三月一一日から適用することとした。

法　律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直人**

法律第四十号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　特別の災害復旧事業についての補助（第三条）
第三章　内閣府関係（第四条・第五条）
第四章　総務省関係（第六条―第二十四条）
第五章　財務省関係（第二十五条―第三十七条）
第六章　文部科学省関係（第三十八条―第四十三条）
第七章　厚生労働省関係（第四十四条―第百五条）
第八章　農林水産省関係（第百六条―第百二十七条）
第九章　経済産業省関係（第百二十八条―第百三十四条）
第十章　国土交通省関係（第百三十五条―第百三十八条）
第十一章　環境省関係（第百三十九条・第百四十条）
第十二章　防衛省関係（第百四十一条・第百四十二条）
第十三章　雑則（第百四十三条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2　この法律において「特定被災地方公共団体」とは、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県並びに東日本大震災による被害を受けた市町村で政令で定めるものをいう。

3　この法律において「特定被災区域」とは、東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村のうち政令で定めるもの及びこれに準ずる市町村として政令で定めるものの区域をいう。

第二章　特別の災害復旧事業についての補助

第三条　国は、特定被災地方公共団体又は特定被災地方公共団体が加入する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合に対し、東日本大震災による被害を受けた次に掲げる施設の災害復旧事業について、その事業費の一部を、予算の範囲内において、補助する。